相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市白子一丁目六一七八番地、最後の住所三重県鈴鹿市東磯山三丁目三四番一二号　被相続人　亡　長谷川千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

事務所三重県津市丸之内養正町四―一森永三重ビル二階　三重綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　室木　徹亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市富野南垣内六四番地、最後の住所京都府宇治市白川東山一五番地第二天ケ瀬学園　被相続人　亡　西村　達雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

京都府宇治市菟道田中四二番地の九

相続財産管理人　司法書士　亀井　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区鶴町二丁目八番地、最後の住所不詳、登記簿上の住所大阪府枚方市香里ヶ丘一丁目四番地　被相続人　亡　小出　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一

相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市西石切町二丁目二七八番地、最後の住所大阪府東大阪市西石切町四丁目六番二八号　被相続人　亡　西野　順之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一

相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府南丹市園部町新町一三番地、最後の住所大阪府大阪市生野区勝山南四丁目三番二号　被相続人　亡　橋本　晶繪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号

相続財産管理人弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区天神橋七丁目一四番地、最後の住所大阪府大阪市東淀川区淡路三丁目一三番三七号　特別養護老人ホームだんらん　被相続人　亡　沼本　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号

相続財産管理人弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市山南町谷川三四四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村上　吉正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

神戸市中央区多聞通一丁目一―四のじぎくコーポ二階　坂田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂田　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市城川町男河内一三七四番地、最後の住所神戸市北区南五葉二丁目四番六―四〇八号　被相続人　亡　岡山喜久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　幸寺　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市上田中町二丁目一三五七番地、最後の住所山口県美祢市於福町上四〇一七番地一みのり園　被相続人　亡　増田　繁志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

山口県美祢市大嶺町東分三一五番地三すえどみ司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　末冨　知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字沖宇部三一一六番地、最後の住所山口県宇部市西本町一丁目八番二一号　被相続人　亡　金中　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

山口県宇部市大字東須恵九二四番地一七

相続財産管理人　司法書士　三隅　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市迫戸町五四番地二、最後の住所山口県防府市迫戸町一八番一二号　被相続人　亡　山根　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県佐波郡徳地町大字山畑一四〇五番地、最後の住所山口県佐波郡島地村八二四番屋敷　被相続人　亡　属　フイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十八日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年四月二十六日確定給付企業年金法第八十四条第一項の規定により終了の承認を受けましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十八日

山口県下関市竹崎町三丁目九番七号

株式会社ニッセツ

確定給付企業年金清算人　柿尾　清治